

# 土木工事標準積算基準書（電気・機械編） 新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

( <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html> )

令和6年7月1日

神奈川県 県土整備局



# 土木工事標準積算基準書（電気通信編）

## 総目次

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p style="text-align: center;"><u>総目次</u></p> <p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等…………… VII-1-1</p> <p>② 請負工事の工事費構成…………… VII-1-2</p> <p>③ 請負工事費の費目…………… VII-1-3</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 機器・材料等の区分…………… VII-2-1</p> <p>② 機器単体費…………… VII-2-6</p> <p>③ 鋼構造製作物…………… VII-2-7</p> <p>④ 直接工事費…………… VII-2-8</p> <p>⑤ 間接工事費…………… VII-2-10</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税相当額…………… VII-3-1</p> <p>第4章 その他</p> <p>① 市場単価方式による価格の算定…………… VII-4-1</p> <p>② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い…………… VII-4-2</p> <p>第Ⅷ編 歩掛</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>① 一般事項…………… VIII-1-1</p> <p>第2章 共通設備</p> <p>第1節 共通設備工</p> <p>① 配管・配線工…………… VIII-2-1</p> <p>② 配線器具設置工…………… VIII-2-18</p>	<p style="text-align: center;"><u>総目次</u></p> <p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等…………… VII-1-1</p> <p>② 請負工事の工事費構成…………… VII-1-2</p> <p>③ 請負工事費の費目…………… VII-1-3</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 機器・材料等の区分…………… VII-2-1</p> <p>② 機器単体費…………… VII-2-6</p> <p>③ 鋼構造製作物…………… VII-2-7</p> <p>④ 直接工事費…………… VII-2-8</p> <p>⑤ 間接工事費…………… VII-2-10</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額…………… VII-3-1</p> <p>第4章 その他</p> <p>① <b>土木工事標準単価</b>による価格の算定…………… VII-4-1</p> <p>② <b>工事における工期の延長等</b>に伴う増加費用の積算上の取扱い…………… VII-4-2</p> <p>第Ⅷ編 歩掛</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>① 一般事項…………… VIII-1-1</p> <p>第2章 共通設備</p> <p>第1節 共通設備工</p> <p>① 配管・配線工…………… VIII-2-1</p> <p>② 配線器具設置工…………… VIII-2-18</p>	<p style="text-align: center;">修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編）

第Ⅶ編 積算

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p style="text-align: center;">第Ⅶ編 積 算</p> <p>第1章 総 則……………Ⅶ-1-1</p> <p>第2章 工事費の積算……………Ⅶ-2-1</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税相当額……………Ⅶ-3-1</p> <p>第4章 そ の 他……………Ⅶ-4-1</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅶ編 積 算</p> <p>第1章 総 則……………Ⅶ-1-1</p> <p>第2章 工事費の積算……………Ⅶ-2-1</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額……………Ⅶ-3-1</p> <p>第4章 そ の 他……………Ⅶ-4-1</p>	<p style="text-align: center;">修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p>第3章 一般管理費等及び 消費税相当額</p>	<p>第3章 一般管理費等及び 消費税<del>等</del>相当額</p>	<p>修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p data-bbox="320 359 1062 405">第3章 一般管理費等及び消費税相当額</p> <p data-bbox="299 457 1050 483">「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第3章一般管理費等及び消費税相当額」によるものとする。</p> <p data-bbox="655 1724 730 1745">Ⅶ-3-1</p>	<p data-bbox="1537 359 2309 405">第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p data-bbox="1531 457 2291 483">「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第3章一般管理費等及び消費税等相当額」によるものとする。</p> <p data-bbox="1887 1724 1961 1745">Ⅶ-3-1</p>	<p data-bbox="2534 365 2608 399">修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p>① 市場単価方式による価格の算定…… VII-4-1      ② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い…… VII-4-2</p>	<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p>① 土木工事標準単価による価格の算定…… VII-4-1      ② 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い…… VII-4-2</p>	<p style="text-align: center;">修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p>① 市場単価方式による価格の算定</p> <p>鉄塔・反射板等の鋼構造物製作の現地塗装については、「土木工事標準積算基準書第VI編第1章③橋梁塗装工」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">VII-4-1</p>	<p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p>① <b>土木工事標準単価</b>による価格の算定</p> <p>鉄塔・反射板等の鋼構造物製作の現地塗装については、「土木工事標準積算基準書第VI編第1章③橋梁塗装工」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">VII-4-1</p>	<p style="text-align: center;">修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備 考
<p>② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い</p> <p>「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第10章工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">Ⅶ-4-2</p>	<p>② 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い</p> <p>「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第10章工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」によるものとする。</p>	<p>修正</p>

土木工事標準積算基準書（電気通信編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新(改正)	備考
<p>〈第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備〉</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-66</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-66</p> <p>⑱ 駐車場管制設備設置工……………Ⅷ-3-67</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-67</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-67</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-67</p> <p>⑲ 遠方監視設備設置工……………Ⅷ-3-68</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-68</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-68</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-68</p> <p>第5節 配電線設備工</p> <p>① 配電線設備設置工……………Ⅷ-3-69</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-69</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-69</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-1 コンクリート柱建柱……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-2 鋼板組立柱建柱……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-3 支線取付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-4 腕木・腕金取付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-5 変台装置据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-6 変圧器据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-7 高圧コンデンサー据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-8 保護線据付……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-9 保護網据付……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-10 作業土工（電気）……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-11 殻運搬処理……………Ⅷ-3-70</p> <p>第6節 道路照明設備工</p> <p>① 道路照明設備設置工……………Ⅷ-3-71</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-71</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-71</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-1 道路照明灯建柱……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-2 照明器具取付……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-3 分電盤取付（ポール取付）……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-4 自動点滅器取付（ポール取付）……………Ⅷ-3-72</p> <p>3-5 自動点滅器取付（連続照明用）……………Ⅷ-3-72</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-73</p> <p>② サービスエリア照明設備設置工……………Ⅷ-3-76</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-76</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-76</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-76</p> <p>③ 歩道（橋）照明設備設置工……………Ⅷ-3-77</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-77</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-77</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-77</p> <p>④ 照明灯基礎設置工……………Ⅷ-3-78</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-78</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-78</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-1 基礎掘削及びスパイラルダクト立込……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-2 コンクリート打設……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-3 クラッシュラン……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-4 接地設置工……………Ⅷ-3-78</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-78</p> <p>⑤ 照明灯プレキャスト基礎設置工……………Ⅷ-3-79</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-79</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-79</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-1 床掘り……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-2 基礎砕石・据付け……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-3 接地設置工……………Ⅷ-3-79</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-79</p> <p>⑥ 視線誘導灯設置工……………Ⅷ-3-80</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-80</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-80</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-80</p> <p>3-1 プリンカーライト設置……………Ⅷ-3-80</p> <p>3-2 視線誘導灯設置……………Ⅷ-3-80</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-80</p> <p>⑦ 視線誘導灯基礎設置工……………Ⅷ-3-81</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-81</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-81</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-81</p>	<p>〈第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備〉</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-66</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-66</p> <p>⑱ 駐車場管制設備設置工……………Ⅷ-3-67</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-67</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-67</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-67</p> <p>⑲ 遠方監視設備設置工……………Ⅷ-3-68</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-68</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-68</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-68</p> <p>第5節 配電線設備工</p> <p>① 配電線設備設置工……………Ⅷ-3-69</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-69</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-69</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-1 コンクリート柱建柱……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-2 鋼板組立柱建柱……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-3 支線取付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-4 腕木・腕金取付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-5 変台装置据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-6 変圧器据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-7 高圧コンデンサー据付……………Ⅷ-3-69</p> <p>3-8 保護線据付……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-9 保護網据付……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-10 作業土工（電気）……………Ⅷ-3-70</p> <p>3-11 殻運搬処理……………Ⅷ-3-70</p> <p>第6節 道路照明設備工</p> <p>① 道路照明設備設置工……………Ⅷ-3-71</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-71</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-71</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-1 道路照明灯建柱……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-2 照明器具取付……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-3 分電盤取付（ポール取付）……………Ⅷ-3-71</p> <p>3-4 自動点滅器取付（ポール取付）……………Ⅷ-3-72</p> <p>3-5 自動点滅器取付（連続照明用）……………Ⅷ-3-72</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-73</p> <p>② サービスエリア照明設備設置工……………Ⅷ-3-76</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-76</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-76</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-76</p> <p>③ 歩道（橋）照明設備設置工……………Ⅷ-3-77</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-77</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-77</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-77</p> <p>④ 照明灯基礎設置工……………Ⅷ-3-78</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-78</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-78</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-1 基礎掘削及びスパイラルダクト立込……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-2 コンクリート打設……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-3 クラッシュラン……………Ⅷ-3-78</p> <p>3-4 接地設置工……………Ⅷ-3-78</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-78</p> <p>⑤ 照明灯プレキャスト基礎設置工……………Ⅷ-3-79</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-79</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-79</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-1 床掘り……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-2 基礎砕石・据付け……………Ⅷ-3-79</p> <p>3-3 接地設置工……………Ⅷ-3-79</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-79</p> <p>⑥ 視線誘導灯設置工……………Ⅷ-3-80</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-80</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-80</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-80</p> <p>3-1 プリンカーライト設置……………Ⅷ-3-80</p> <p>3-2 視線誘導灯設置……………Ⅷ-3-80</p> <p>4 施工単価入力基準表……………Ⅷ-3-80</p> <p>⑦ 視線誘導灯基礎設置工……………Ⅷ-3-81</p> <p>1 適用範囲……………Ⅷ-3-81</p> <p>2 施工概要……………Ⅷ-3-81</p> <p>3 標準歩掛……………Ⅷ-3-81</p>	<p>修正</p>

土木工事標準積算基準書（機械編）

第Ⅸ編 機械設備

## 第1章 一般共通

土木工事標準積算基準書（機械編） 新旧対照表

頁

Ⅸ-1-8

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

- (ヲ) 補償費  
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- (ワ) 据付外注経費  
据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
- (カ) 工事登録費  
工事実績の登録等に要する費用
- (ヨ) 雑費  
(イ)から(カ)までに属さない諸費用

- (ヲ) 補償費  
工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- (ワ) 据付外注経費  
据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
- (カ) 工事登録費  
工事実績の登録等に要する費用
- (ヨ) 公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用
- (タ) 雑費  
(イ) から (ヨ) までに属さない諸費用

修正



旧 令和5年度版	新（改定）	備考
<p>c その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>c その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p><u>(チ) 共通仮設費（率分）の計算</u>  <math display="block">\text{共通仮設費（率分）} = \text{対象額（P）} \times \text{共通仮設費率（Kr）}</math> <math display="block">\times \text{施工地域を考慮した補正係数}</math></p> <p><u>ただし、共通仮設費率は表-1・6による。</u>  <u>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>	<p>追記</p>

旧 令和5年度版	新（改定）	備考
<p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p><u>8) 現場管理費の計算</u>  <u>現場管理費＝対象額（P）×現場管理費率（Jo）×施工地域を考慮した補正係数</u>  <u>ただし、現場管理費率は表-1・7による。</u>  <u>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率（Jo）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>	<p>追記</p>

## 第2章 水門設備

旧 令和5年度版				新（改定）				備考			
表-2・14 標準据付工数				表-2・14 標準据付工数							
区分	標準工数 y：据付工数(人)	摘要	職種別構成割合（％）		区分	標準工数 y：設備1門当りの標準据付工数(人)	摘要	職種別構成割合（％）			
			機械設備 据付工	普通 作業員				機械設備 据付工	普通 作業員		
小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート（三方水密）	$y=3.3x+19.93$	x：扉体面積(m <sup>2</sup> ) (純径間(m)) ×有効高(m)	80	20	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート（三方水密）	$y=3.3x+19.93$	x：扉体面積(m <sup>2</sup> ) (純径間(m)) ×有効高(m)	80	20
	プレートガーダ構造 ローラゲート（四方水密）	$y=3.37x+21.01$					プレートガーダ構造 ローラゲート（四方水密）	$y=3.37x+21.01$			
	プレートガーダ構造スライ トゲート（三方水密）	$y=3.49x+8.5$					プレートガーダ構造スライ トゲート（三方水密）	$y=3.49x+8.5$			
	プレートガーダ構造スライ トゲート（四方水密）	$y=3.49x+8.5$					プレートガーダ構造スライ トゲート（四方水密）	$y=3.49x+8.5$			
中・大形 水門、堰	プレートガーダ構造 ローラゲート（三方水密）	$y=4.1x+11.93$	なお、xの定義 及び範囲は、表 -2・7 標準製作 工数と同じであ る。	80	20	中・大形 水門、堰	プレートガーダ構造 ローラゲート（三方水密）	$y=4.1x+11.93$	なお、xの定義 及び範囲は、表 -2・7 標準製作 工数と同じであ る。	80	20
	プレートガーダ構造 ローラゲート（四方水密）	$y=6.8x-13.29$					プレートガーダ構造 ローラゲート（四方水密）	$y=6.8x-13.29$			
	シェル構造ローラゲート （単葉・2段）	$y=6.9x+124.9$					シェル構造ローラゲート （単葉・2段）	$y=6.9x+124.9$			
	プレートガーダ構造 角落しゲート	$y=1.6x+7.52$					プレートガーダ構造 角落しゲート	$y=1.6x+7.52$			
起伏堰	起伏ゲート	$y=18.8x^{0.7}$				起伏堰	起伏ゲート	$y=18.8x^{0.7}$			

- (注) 1. 各設備の標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降（機側操作盤から開閉装置まで）の電気配線及び配管、据付架台の据付け、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。
2. 手動式、エンジン式開閉装置等のように、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管の施工の必要のない場合は、据付工数を10%低減するものとする。
3. 標準据付工数の範囲には、二次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事は、含まれていないため、別途積上げるものとする。
4. 中・大形水門、堰、起伏堰における油圧式開閉装置用の油圧配管の据付工数は、標準据付工数の範囲に含まれる。
5. 標準据付工数の範囲には、動力、照明等のための電源引き込み（引込柱等から機側操作盤まで）は、含まないので別途積上げるものとする。
6. 河川用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとし、各付属設備の適用区分は、表-2・11に準じること。
7. 標準据付工数は、規格ゲート等の既製品水門扉の据付けには適用出来ない。
8. 自家発電設備の据付工数は、別途積上げるものとする。
9. 中・大形水門のプレートガーダ構造ローラゲート（三方水密・四方水密）の据付工数は、扉体を現場に分割搬入し、現場接合するものが対象である。  
扉体の現場接合を行わないものは、小形水門の据付工数を適用する。
10. 角落しゲートの据付工数は、戸当りのみである。扉体等の据付工数は、別途積上げるものとする。
11. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締切内等のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。

(現行通り)

3-2(1)yと  
表現統一

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

- 4 直接工事費（修繕）  
 4-1 材料費  
 (1) 据付材料費  
 据付に必要な材料等は、積上げ計上するものとする。  
 (2) 据付補助材料費  
 据付補助材料費の積算は、次式による。  

$$\text{据付補助材料費（円/式）} = \text{据付労務費（円/式）} \times \text{据付補助材料費率（\%）}$$
 据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員、電工の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。  
 なお、据付材料費率は、表-2・22による。

表-2・22 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
小形水門 プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (三方水密・四方水密)	1.5
中・大形水門, 堰 プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密・四方水密)	4.0
シェル構造ローラゲート	
プレートガーダ構造角落しゲート	
起伏堰 起伏ゲート	

- 4 直接工事費（修繕）  
 4-1 材料費  
 (1) 据付材料費  
 据付に必要な材料等は、積上げ計上するものとする。  
 (2) 据付補助材料費  
 据付補助材料費の積算は、次式による。  

$$\text{据付補助材料費（円/式）} = \text{据付労務費（円/式）} \times \text{据付補助材料費率（\%）}$$
 据付労務費は、据付対象設備の修繕（取替・扉体取外し）に従事する機械設備据付工、普通作業員、電工の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。  
 なお、据付材料費率は、表-2・22による。

表-2・22 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
小形水門 プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート (三方水密・四方水密)	1.5
中・大形水門, 堰 プレートガーダ構造ローラゲート (三方水密・四方水密)	4.0
シェル構造ローラゲート	
プレートガーダ構造角落しゲート	
起伏堰 起伏ゲート	

表現の明確化

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

(5) 扉体取外し工数

1) 扉体取外し工数

取外し工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times \text{門数(門)}$$

Y：設備 n 門当りの取外し工数(人/式)

y：設備 1 門当りの標準取外し工数(人/門)

2) 標準取外し工数

河川用水門の扉体取外し工数は、表-2・27のとおりとする。

表-2・27 扉体標準取外し工数

区 分	y：標準取外し工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
ローラゲート スライドゲート	y = 据付工数(全体) × 5%	扉体面積は 1 m <sup>2</sup> から 最大 18 m <sup>2</sup> までとする。	100

- (注) 1. プレートガーダ構造ローラゲート又はプレートガーダ構造スライドゲートの扉体取外しに適用する。  
 2. 開閉装置は、スピンドル式又はラック式に適用する。  
 3. 水密方式は、三方水密、四方水密に適用する。  
 4. 本工数の適用範囲は、扉体の取外し準備、取外し、現場搬出、積込みまでとし、仮設置撤去は含まない。

(5) 扉体取外し工数

1) 扉体取外し工数

取外し工数は、次式による。

$$Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times \text{門数(門)}$$

Y：設備 n 門当りの取外し工数(人/式)

y：設備 1 門当りの標準取外し工数(人/門)

2) 標準取外し工数

河川用水門の扉体取外し工数は、表-2・27のとおりとする。

表-2・27 扉体標準取外し工数

区 分	y：標準取外し工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)
			機械設備据付工
ローラゲート スライドゲート	y = <b>設備 1 門当りの 標準据付工数</b> × 5%	扉体面積は 1 m <sup>2</sup> から 最大 18 m <sup>2</sup> までとする。	100

- (注) 1. プレートガーダ構造ローラゲート又はプレートガーダ構造スライドゲートの扉体取外しに適用する。  
 2. 開閉装置は、スピンドル式又はラック式に適用する。  
 3. 水密方式は、三方水密、四方水密に適用する。  
 4. 本工数の適用範囲は、扉体の取外し準備、取外し、現場搬出、積込みまでとし、仮設置撤去は含まない。

3-2(1)yと  
表現統一

旧 令和5年度版						新（改定）						備考				
表-2・30 扉体・戸当り・基礎材 副部材費率及び部品費率 (%)						表-2・30 扉体・戸当り・基礎材 副部材費率及び部品費率 (%)										
区 分		副部材費率	部品費率	備 考		区 分		副部材費率	部品費率	備 考						
放 流 設 備	三方水密 ラジアルゲート	扉 体	11.5	30.0		三方水密 ラジアルゲート	扉 体	11.5	30.0		三方水密 ラジアルゲート	扉 体	11.5	30.0		
		戸当り	3.5	5.0			戸当り	3.5	5.0			戸当り	3.5	5.0		
		開閉装置	26.0	38.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	26.0	38.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	26.0	38.0	表-2・31補正係数を乗ずる	
		基礎材	19.0	31.0			基礎材	19.0	31.0			基礎材	19.0	31.0		
	四方水密 ラジアルゲート	扉 体	14.5	42.5		四方水密 ラジアルゲート	扉 体	14.5	42.5		四方水密 ラジアルゲート	扉 体	14.5	42.5		
		戸当り	14.0	27.5			戸当り	14.0	27.5			戸当り	14.0	27.5		
		開閉装置	5.0	17.0			開閉装置	5.0	17.0			開閉装置	5.0	17.0		
		基礎材	23.0	23.5			基礎材	23.0	23.5			基礎材	23.0	23.5		
	制 水 設 備	四方水密 ローラゲート	扉 体	20.0	24.0		四方水密 ローラゲート	扉 体	20.0	24.0		四方水密 ローラゲート	扉 体	20.0	24.0	
			戸当り	9.0	1.0			戸当り	9.0	1.0			戸当り	9.0	1.0	
			開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる
		四方水密 スライドゲート	扉 体	24.0	39.5		四方水密 スライドゲート	扉 体	24.0	39.5		四方水密 スライドゲート	扉 体	24.0	39.5	
戸当り			9.0	1.0		戸当り		9.0	1.0		戸当り		9.0	1.0		
開閉装置			22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる	開閉装置		22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる	開閉装置		22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる	
取 水 設 備	直線多段ゲート	扉 体	12.5	21.5		直線多段ゲート	扉 体	12.5	21.5		直線多段ゲート	扉 体	12.5	21.5		
		戸当り	14.5	0.5			戸当り	14.5	0.5			戸当り	14.5	0.5		
		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる	
		スクリーン	1.5	0.5			スクリーン	1.5	0.5			スクリーン	1.5	0.5		
	円形多段ゲート	扉 体	11.5	15.5		円形多段ゲート	扉 体	11.5	15.5		円形多段ゲート	扉 体	11.5	15.5		
		戸当り	取水塔に含む				戸当り	取水塔に含む				戸当り	取水塔に含む			
		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる		開閉装置	22.0	24.0	表-2・31補正係数を乗ずる	
		取水塔	12.0	1.0			取水塔	12.0	1.0			取水塔	12.0	1.0		
		スクリーン	4.0	1.0			スクリーン	4.0	1.0			スクリーン	4.0	1.0		
	整流装置	5.5	18.0		整流装置	5.5	18.0		整流装置	5.5	18.0					
リフティング装置	16.0	23.0		リフティング装置	16.0	23.0		リフティング装置	16.0	23.0						
放 流 管	大容量放流管	2.0	0.5		放 流 管	大容量放流管	2.0	0.5		放 流 管	大容量放流管	2.0	0.5			
	大容量放流管(整流板)	8.0	0.5			大容量放流管(整流板)	8.0	0.5			大容量放流管(整流板)	8.0	0.5			
	小容量放流管	3.5	0.5			小容量放流管	3.5	0.5			小容量放流管	3.5	0.5			
小 容 量 放 流 設 備	ジェットフローゲート	5.0	11.5		小 容 量 放 流 設 備	ジェットフローゲート	5.0	11.5		小 容 量 放 流 設 備	ジェットフローゲート	5.0	11.5			
	高圧スライドゲート	5.0	12.5			高圧スライドゲート	5.0	12.5			高圧スライドゲート	5.0	12.5			
	スルースバルブ	5.0	11.5			スルースバルブ	5.0	11.5			スルースバルブ	5.0	11.5			

(注) 1. ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、他はワイヤロープウインチ式である。  
2. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受（ころがり軸受、すべり軸受）については、部品費率に含まれないため、部品費として所要量を積上げるものとする。

(注) 1. **放流設備**の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は油圧シリンダ式であり、**放流設備の三方水密ラジアルゲート、制水設備、取水設備**はワイヤロープウインチ式である。  
2. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受（ころがり軸受、すべり軸受）については、部品費率に含まれないため、部品費として所要量を積上げるものとする。

訂正

旧 令和5年度版	新（改定）	備考
<p>4. ダム用水門の放流設備及び制水設備は、水深による補正を行うものとし、補正係数は、表一2・45による。</p> <p>5. ダムのクレストゲートにローラゲートを使用する場合は、河川用水門設備の中・大形水門（プレートガード構造ローラゲート）を適用する。</p> <p>6. 特殊ゲートの工数は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 起伏ゲート付の場合は起伏ゲートの工数を、下段扉はその形式のゲートの工数を求め合算する。</p> <p>(2) 全アルミニウム製、全鋳鉄製の水門（扉体）は、別途積上げる。</p> <p>(3) 「直線多段ゲート」＋「保安ゲート」の場合は、直線多段ゲート工数に保安ゲート（一般的にフラップゲートであるが、起伏ゲートを準用する）の工数を合算する。</p> <p>(4) 制水設備のローラゲート又はスライドゲートの扉体に取付けられるリフティングビームは、別途積算するものとする。</p> <p>7. 開閉装置の標準製作工数</p> <p>(1) 1M1D、1M2D、2M2D開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは、補正するものとする。</p> <p>なお、制水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。</p> <p>(2) ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の場合であり他はワイヤロープウインチ式の場合である。</p> <p>(3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。</p> <p>開閉装置毎の製作工数</p> <p>1) ワイヤロープウインチ式・・・・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等。</p> <p>2) 油圧シリンダ式(起伏ゲート)・・・・・・トルクアーム等。</p> <p>3) 油圧シリンダ式(四方水密ラジアルゲート)・・軸受部ブラケット、休止装置、開度計架台、油圧配管(ただし、異なるユニットを連結するためのものは別途積算するものとする)。</p> <p>8. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。</p> <p>(1) 開閉装置の点検設備（オーバーブリッジ形の通路、転向シーブ点検架台）、ロープダクト、油圧開閉装置のシリンダフレーム等。</p> <p>(2) ガントリクレーン形式の開閉装置。</p> <p>(3) 空气管、充水装置。</p> <p>(4) ダム堤体下流側に設置される四方水密ローラゲート基礎材。</p> <p>(5) 据付架台（設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設するもの）。</p> <p>(6) 組立架台（工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの）（「3-3-5 (4)」による）。</p>	<p>4. ダム用水門の放流設備及び制水設備は、水深による補正を行うものとし、補正係数は、表一2・45による。</p> <p>5. ダムのクレストゲートにローラゲートを使用する場合は、河川用水門設備の中・大形水門（プレートガード構造ローラゲート）を適用する。</p> <p>6. 特殊ゲートの工数は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 起伏ゲート付の場合は起伏ゲートの工数を、下段扉はその形式のゲートの工数を求め合算する。</p> <p>(2) 全アルミニウム製、全鋳鉄製の水門（扉体）は、別途積上げる。</p> <p>(3) 「直線多段ゲート」＋「保安ゲート」の場合は、直線多段ゲート工数に保安ゲート（一般的にフラップゲートであるが、起伏ゲートを準用する）の工数を合算する。</p> <p>(4) 制水設備のローラゲート又はスライドゲートの扉体に取付けられるリフティングビームは、別途積算するものとする。</p> <p>7. 開閉装置の標準製作工数</p> <p>(1) 1M1D、1M2D、2M2D開閉装置は、ドラムをオープンギアで減速駆動する方式で休止装置が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは、補正するものとする。</p> <p>なお、制水設備の開閉装置は揚程が20m以内のものを標準とする工数であり、標準以外のものは補正するものとする。</p> <p>(2) <b>放流設備</b>の四方水密ラジアルゲートの開閉装置は油圧シリンダ式の場合であり、<b>放流設備の三方水密ラジアルゲート、制水設備</b>はワイヤロープウインチ式の場合である。</p> <p>(3) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。</p> <p>開閉装置毎の製作工数</p> <p>1) ワイヤロープウインチ式・・・・・・開閉機全体、大形開閉装置付の点検梯子等。</p> <p>2) 油圧シリンダ式(起伏ゲート)・・・・・・トルクアーム等。</p> <p>3) 油圧シリンダ式(四方水密ラジアルゲート)・・軸受部ブラケット、休止装置、開度計架台、油圧配管(ただし、異なるユニットを連結するためのものは別途積算するものとする)。</p> <p>8. 下記については標準製作工数に含まれないため別途積算するものとする。</p> <p>(1) 開閉装置の点検設備（オーバーブリッジ形の通路、転向シーブ点検架台）、ロープダクト、油圧開閉装置のシリンダフレーム等。</p> <p>(2) ガントリクレーン形式の開閉装置。</p> <p>(3) 空气管、充水装置。</p> <p>(4) ダム堤体下流側に設置される四方水密ローラゲート基礎材。</p> <p>(5) 据付架台（設備の現地据付等に際して使用する架台で、工場製作され埋設するもの）。</p> <p>(6) 組立架台（工場製作され一時的に設備を支持する架台等で埋設されないもの）（「3-3-5 (4)」による）。</p>	<p>訂正</p>

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

3 直接工事費

3-1 材料費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{補助材料費}$$

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付材料費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付材料費率は、表-2・50によるものとする。

表-2・50 据付材料費率 (%)

区 分		据付材料費率	
放流設備	三方水密ラジアルゲート	2.5	
	四方水密ラジアルゲート		
制水設備	四方水密ローゲート		
	四方水密スライトゲート		
取水設備	直線多段ゲート		
	円形多段ゲート		
放流管	大容量放流管		
	小容量放流管		
小容量放流設備用ゲート・バルブ	すべて		6.0

(注) 据付材料費率に含まれる据付材料は、次のとおりとする。

据付けに必要な現地加工するステー材・アンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材、油脂類等（作動油、潤滑油を含む）は、据付材料費率に含まれている。

なお、別途積上げ計上する材料の単価は材料割増及びスクラップ控除しないものとする。

開閉装置が油圧式の場合の油圧配管の材料費については、直接製作費の直接材料費（副部材費）にて別途積上げる。

3 直接工事費

3-1 材料費

(1) 材料費構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

$$\text{材料費} = \text{据付材料費} + \text{補助材料費}$$

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付材料費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付材料費率は、表-2・50によるものとする。

表-2・50 据付材料費率 (%)

区 分		据付材料費率	
放流設備	三方水密ラジアルゲート	2.5	
	四方水密ラジアルゲート		
制水設備	四方水密ローゲート		
	四方水密スライトゲート		
取水設備	直線多段ゲート		
	円形多段ゲート		
放流管	大容量放流管		
	小容量放流管		
小容量放流設備用ゲート・バルブ	すべて		6.0

(注) 据付材料費率に含まれる据付材料は、次のとおりとする。

据付けに必要な現地加工するステー材・アンカー材、機側操作盤以降の電気配線・配管材、油脂類等（作動油、潤滑油を含む）は、据付材料費率に含まれている。

なお、別途積上げ計上する材料の鋼材単価は材料割増及びスクラップ控除しないものとする。

開閉装置が油圧式の場合の油圧配管の材料費については、直接製作費の直接材料費（副部材費）にて別途積上げる。

訂正

旧 令和5年度版				新（改定）		備考	
表-2・52 標準据付工数							
区分	標準据付工数 y:据付工数 (人/門)	摘要	職種別構成割合(%)				
			機械設備 据付工	普通 作業員			
放流設備	三方水密 ラジアルゲート	$y=7.54 \chi +142$	$\chi$ :扉体面積(60~200m <sup>2</sup> ) (純径間(m)×有効高(m))		80	20	
	四方水密 ラジアルゲート	$y=33.4 \chi +120$	$\chi$ :扉体面積(6~50m <sup>2</sup> ) (純径間(m)×扉高(m))				
制水設備	四方水密 ローゲート	$y=17.3 \chi +310$	$\chi$ :扉体面積(7~75m <sup>2</sup> ) (純径間(m)×扉高(m))				(現行どおり)
	四方水密 スライダゲート	$y=13.8 \chi +248$	$\chi$ :扉体面積(7~75m <sup>2</sup> ) (純径間(m)×扉高(m))				
取水設備	直線 多段ゲート	$y=9.76 \chi +678$	$\chi$ :扉体面積(15~350m <sup>2</sup> ) (純径間(m)×全伸長(m))				
	円形 多段ゲート	$y=9.15 \chi +656$	$\chi$ :扉体体積(10~830m <sup>3</sup> ) 全伸長(m)×最大口径面積(m <sup>2</sup> ) (ベルマウス除く)				
大容量 放流管	管胴部	$y=y_1+y_2$	$\chi_1$ :体積(25~400m <sup>3</sup> )				
	整流板	$y_1=1.14 \chi_1+1153$ $y_2=0.66 \chi_2$	$\chi_2$ :面積(25~300m <sup>2</sup> )				
小容量放流管		$y=1.23 \chi +366$	$\chi$ :管体積(100~900m <sup>3</sup> )				
小容量放 流設備用 ゲート・ バルブ	ジェットフローゲート	$y=0.06 \chi +55$	$\chi$ :放流管径(180~2,400mm) (コナルノスル内径×1.2)				
	高圧スライダゲート		$\chi$ :放流管径(400~1,700mm)				
	スルースバルブ		$\chi$ :放流管径(400~1,600mm)				

(注) 1. 標準据付工数の範囲

- ダム用水門設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管、据付架台の据付け、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、後片付けまでとする。
- 取水設備には、スクリーン、整流装置、リフティング装置、取水塔を含むものとする。
- 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準据付工数の範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネット又は弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤（機側操作盤以降の電気配線、配管を含む）、据付架台、準備、試運転調整、後片付けであり、放流管との接続作業は含むが、放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算するものとする。
- 大容量放流管の標準据付工数の範囲は、据付架台、ベルマウス、フード、管胴、整流板、補剛材等の据付け、内部支保工の撤去、準備、後片付けまでとする。

2. 標準据付工数と範囲外の分界点

- 土木工事（二次コンクリート、仮締切、水替、コンクリートはつり等）、電気工事（一次側配管・配線、照明等）、塗装及び特殊工事については、標準据付工数に含まれていないため、別途積算するものとする。
- ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲート及び小容量放流設備用ゲート・バルブには、油圧ユニット以降の油圧配管の据付けを含むものとする。ただし、異なるユニットを連結するためのものは、別途積算するものとする。

(注) 1. 標準据付工数の範囲

- ダム用水門設備の標準据付工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、基礎材、機側操作盤（機側操作盤以降の電気配線、配管を含む）、据付架台の据付け、組立架台の設置及び撤去等、準備、試運転調整、後片付けまでとする。
- 取水設備には、スクリーン、整流装置、リフティング装置、取水塔（円形多段ゲート）を含むものとする。
- 小容量放流設備用ゲート・バルブの標準据付工数の範囲は、扉体又は弁体、ケーシング及びボンネット又は弁胴、開閉装置、支持台、機側操作盤（機側操作盤以降の電気配線、配管を含む）、据付架台、準備、試運転調整、後片付けであり、放流管との接続作業は含むが、放流管及び主ゲート・バルブ、副ゲート・バルブ間の接続管については、別途積算するものとする。
- 大容量放流管の標準据付工数の範囲は、据付架台、ベルマウス、フード、管胴、整流板、補剛材等の据付け、内部支保工の撤去、準備、後片付けまでとする。

2. 標準据付工数と範囲外の分界点

- 土木工事（二次コンクリート、仮締切、水替、コンクリートはつり等）、電気工事（一次側配管・配線、照明等）、塗装及び特殊工事については、標準据付工数に含まれていないため、別途積算するものとする。
- ダム用水門設備の四方水密ラジアルゲート及び小容量放流設備用ゲート・バルブには、油圧ユニット以降の油圧配管の据付けを含むものとする。

訂正  
訂正

土木工事標準積算基準書（機械編） 新旧対照表

旧 令和5年度版	新（改定）	備 考
<p>3. コンクリート等に埋設される据付架台は、別途計上するものとする。</p> <p>3-6 試運転費 試運転工数は、標準据付工数に含まれているので計上しないものとする。</p>	<p>3. コンクリート等に埋設される据付架台は、別途計上するものとする。</p> <p>3-6 試運転費 試運転工数は、標準据付工数に含まれているので<b>別途</b>計上しないものとする。</p>	<p>訂正</p>

## 第4章 揚排水ポンプ設備

旧 令和5年度版

第4章 揚排水ポンプ設備

③ 除塵設備

1 適用範囲

この基準は、堰、揚排水機場、排水路、用水路に設置する除塵設備の製作、据付けに適用する。ただしダム除塵設備には適用出来ない。

1-1 区分及び構成

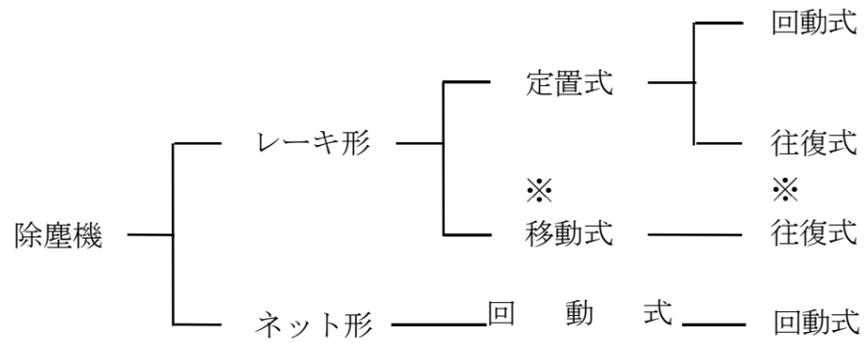
(1) 除塵設備の区分及び構成は、表-4・44のとおりとする。

表-4・44 区分及び構成

区 分	構 成
除塵設備	除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作制御設備
付属設備	操作台、管理橋、塵芥搬出用コンテナ

- (注) 1. 除塵機本体とは、塵芥等を水路等から掻き揚げるための設備であり、掻き揚げ部及び掻き揚げ部と一体的な設備（本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等）を含むものとする。  
 なお、本基準で適用出来る範囲は、レーキ形定置回動式除塵機及びネット形除塵機である。  
 2. 搬送設備とは、塵芥等を搬送する設備であり、水平用及び傾斜用のベルトコンベヤ並びにチェーンフライトコンベヤのことをいう。  
 3. 貯留設備とは、塵芥を一時貯留するための設備であり、電動式排出ゲートのホップのことをいう。  
 4. 除塵設備にリーニ二相鋼（SUS821L1、SUS323L）又はスーパー二相鋼（SUS327L1）等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。  
 5. 操作台、管理橋とは、除塵機本体から独立した鋼製構造物のことをいう。  
 6. 塵芥搬出用コンテナとは、塵芥を搬出するためのコンテナのことをいう。

(2) 表-4・44 区分における除塵機本体の形式を大きく次のように分類する。



※印は本基準の適用外である。

新（改定）

第4章 揚排水ポンプ設備

③ 除塵設備

1 適用範囲

この基準は、堰、揚排水機場、排水路、用水路に設置する除塵設備の製作、据付けに適用する。ただしダム除塵設備には適用出来ない。

1-1 区分及び構成

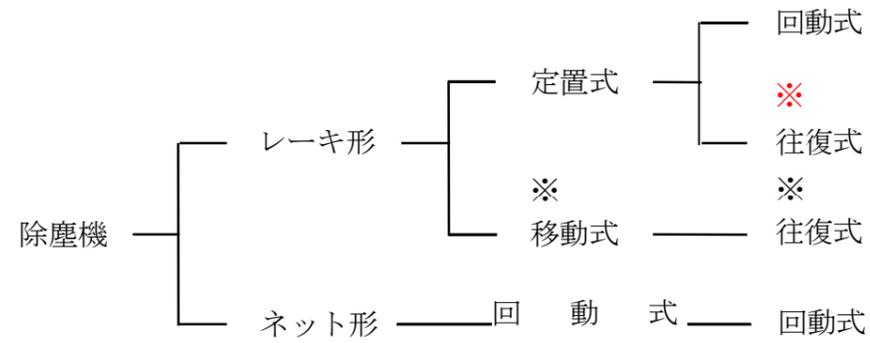
(1) 除塵設備の区分及び構成は、表-4・44のとおりとする。

表-4・44 区分及び構成

区 分	構 成
除塵設備	除塵機本体、搬送設備、貯留設備、操作制御設備
付属設備	操作台、管理橋、塵芥搬出用コンテナ

- (注) 1. 除塵機本体とは、塵芥等を水路等から掻き揚げるための設備であり、掻き揚げ部及び掻き揚げ部と一体的な設備（本体架台、原動機架台、操作・管理用足場等）を含むものとする。  
 なお、本基準で適用出来る範囲は、レーキ形定置回動式除塵機及びネット形除塵機である。  
 2. 搬送設備とは、塵芥等を搬送する設備であり、水平用及び傾斜用のベルトコンベヤ並びにチェーンフライトコンベヤのことをいう。  
 3. 貯留設備とは、塵芥を一時貯留するための設備であり、電動式排出ゲートのホップのことをいう。  
 4. 除塵設備にリーニ二相鋼（SUS821L1、SUS323L）又はスーパー二相鋼（SUS327L1）等の新材料を使用した設備には適用出来ないので、別途積上げるものとする。  
 5. 操作台、管理橋とは、除塵機本体から独立した鋼製構造物のことをいう。  
 6. 塵芥搬出用コンテナとは、塵芥を搬出するためのコンテナのことをいう。

(2) 表-4・44 区分における除塵機本体の形式を大きく次のように分類する。



※印は本基準の適用外である。

追記

旧 令和5年度版

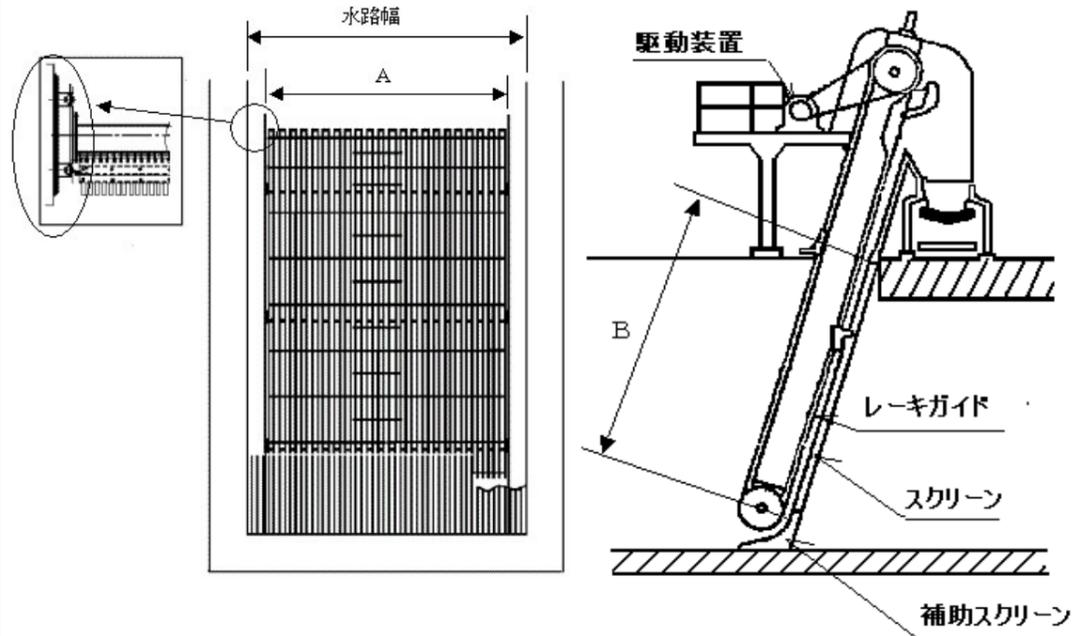
第4章 揚排水ポンプ設備

1 直接製作費

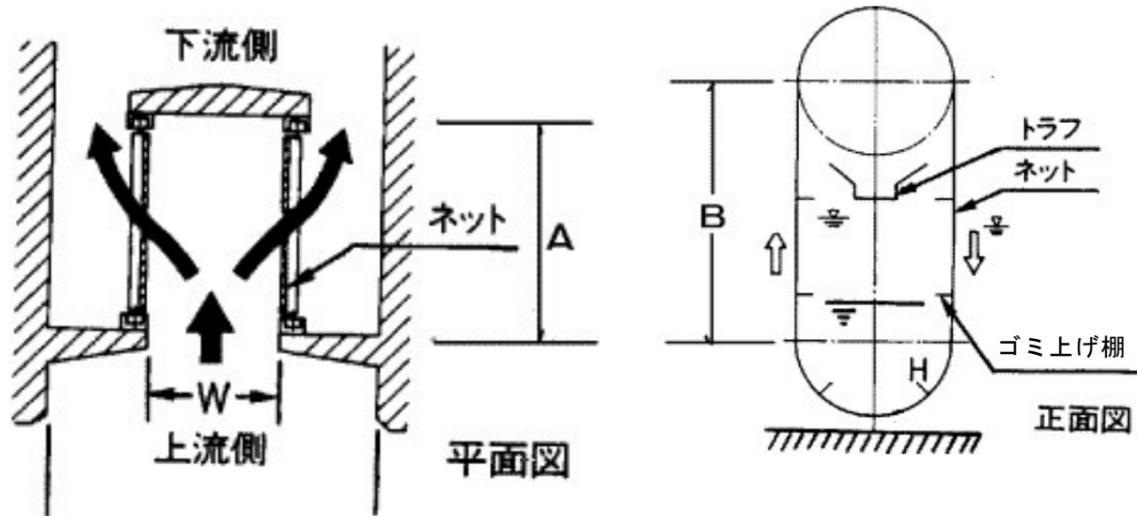
1-1 各形式におけるX要素

(1) 除塵設備工数算出式におけるパラメータ範囲を下図に示す。  
なお、ホップのX要素については、平積みの貯留容量とする。

1) レーキ形除塵機のX要素



2) ネット形除塵機のX要素



新（改定）

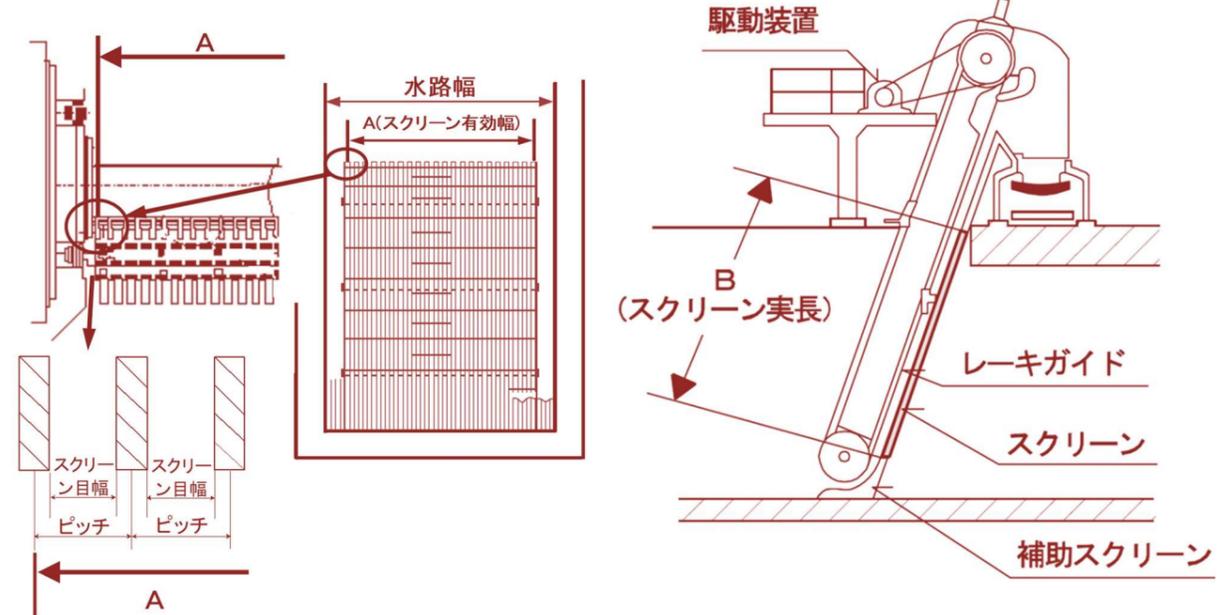
第4章 揚排水ポンプ設備

1 直接製作費

1-1 各形式におけるX要素

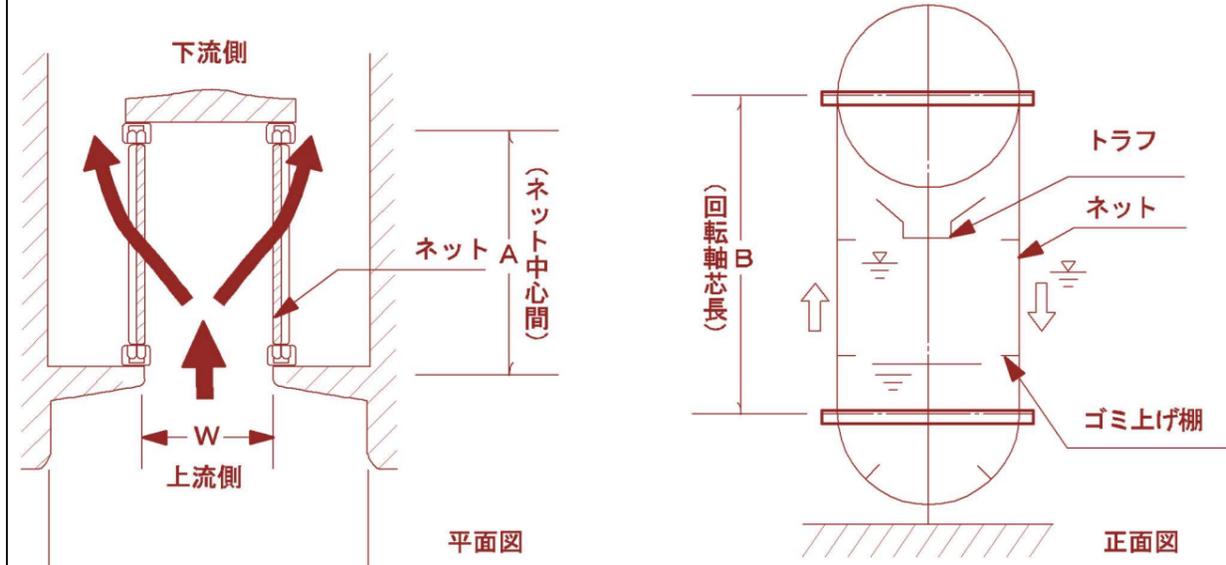
(1) 除塵設備工数算出式におけるパラメータ範囲を下図に示す。  
なお、ホップのX要素については、平積みの貯留容量とする。

1) レーキ形除塵機のX要素



A（スクリーン有効幅）：スクリーン両端部のスクリーンバー中心間寸法

2) ネット形除塵機のX要素



備考

スクリーン有効幅の明確化

スクリーン実長の明確化

スクリーン有効幅の定義明確化

A及びBの説明を追記

## 第8章 消融雪設備

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

表-8・9 掘削速度（ $\alpha n$ ） (m/日)

ケーシング径 土質	200A	250A	300A	350A	400A
粘性土	6.21	5.87	5.47	4.95	4.55
砂・砂質土	5.65	5.34	4.96	4.50	4.14
レキ質土・軟岩	4.04	3.81	3.56	3.22	2.96
岩塊・玉石	1.24	1.17	1.11	0.99	0.91

2) さく井機（パーカッション式）設置撤去工数は、表-8・10を標準とする。

表-8・10 さく井機設置撤去標準工数 (人/台)

区分	規格	特殊作業員	普通作業員	電 工	と び 工
さく井機 分解組立	小形	6	4	2	2
	中形	8	5	2	2
	大形	11	7	3	3

(注) 本工数は、さく井機の設置準備、設置、動力設置撤去、撤去、後片付けまで含むものとする。

(3) 機械経費

1) さく井に係る機械の組合せは、表-8・11を標準として、計上するものとする。

表-8・11 標準機械器具

機 械 器 具 名	標 準 規 格	数 量	摘 要
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]		1台	
掘削用ビット		1台	
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型]		1台	
ベントナイトミキサ [1槽型]	0.2m <sup>3</sup> ×1槽 2.2kW級	1台	
工事用水中モータポンプ [攪拌装置付(水中サンドポンプ)]	口径80mm 全揚程10m 3.7kW	1台	
電気溶接機 [交流アーク式(手動・ 電撃防止器内蔵型)]	200~300A	1台	
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	実際に据付けるポンプと同規格	1台	揚水試験用
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	1台	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	1台	さく井機設置撤去
雑器具損料		1式	機械器具費×2%

(注) 1. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具等の損料である。  
2. さく井機（パーカッション式）の選定は、ケーシング径、掘削深度により、表-8・12を標準とする。

(現行通り)

(3) 機械経費

1) さく井に係る機械の組合せは、表-8・11を標準として、計上するものとする。

表-8・11 標準機械器具

機 械 器 具 名	標 準 規 格	数 量	摘 要
ボーリングマシン [さく井機・パーカッション式 (定置式・片やぐら型)]		1台	
掘削用ビット		1台	
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型]		1台	
ベントナイトミキサ [1槽型]	0.2m <sup>3</sup> ×1槽 2.2kW級	1台	
工事用水中モータポンプ [攪拌装置付(水中泥水ポンプ)]	口径80mm 全揚程10m 3.7kW	1台	
電気溶接機 [交流アーク式(手動・ 電撃防止器内蔵型)]	200~300A	1台	
深井戸用水中モータポンプ [柱状型]	実際に据付けるポンプと同規格	1台	揚水試験用
トラック [クレーン装置付]	ベーストラック 4~4.5t級 吊能力 2.9t	1台	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	1台	さく井機設置撤去
雑器具損料		1式	機械器具費×2%

(注) 1. 雑器具損料とは、ジャッキ、チェーンブロック類、溶接用雑器具等の損料である。  
2. さく井機（パーカッション式）の選定は、ケーシング径、掘削深度により、表-8・12を標準とする。

修正

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

2) さく井に係る機械の運転日数は、表-8・14を標準とする。

表-8・14 標準運転日数

機械器具名	標準運転日数（日）	運転時間（時間／日）	
ボーリングマシン〔さく井機・パーカッション式（定置式・片やぐら型）〕	$(a + 0.017)x + 2.4$	—	
掘削用ビット	$a x$	—	
発動発電機〔ディーゼルエンジン駆動〕排出ガス対策型	$(a + 0.017)x + 5.1$	7.6	
ベントナイトミキサ〔1槽型〕	$a x$	—	
工事用水中モータポンプ〔攪拌装置付（水中サンドポンプ）〕	$a x$	—	
電気溶接機〔交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）〕	$(a + 0.003)x + 0.5$	2.4	
深井戸用水中モータポンプ〔柱状型〕	2.8	—	
トラック〔クレーン装置付〕	1.6	6.3	
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	小形さく井機の場合	2.4	—
	中形さく井機の場合	2.9	—
	大形さく井機の場合	3.0	—

(注) 1. xは掘削深度（m）である。  
2. aの値は、「表-8・8（注）3」によるものとする。

2) さく井に係る機械の運転日数は、表-8・14を標準とする。

表-8・14 標準運転日数

機械器具名	標準運転日数（日）	運転時間（時間／日）	
ボーリングマシン〔さく井機・パーカッション式（定置式・片やぐら型）〕	$(a + 0.017)x + 2.4$	—	
掘削用ビット	$a x$	—	
発動発電機〔ディーゼルエンジン駆動〕排出ガス対策型	$(a + 0.017)x + 5.1$	7.6	
ベントナイトミキサ〔1槽型〕	$a x$	—	
工事用水中モータポンプ〔攪拌装置付（水中泥水ポンプ）〕	$a x$	—	
電気溶接機〔交流アーク式（手動・電撃防止器内蔵型）〕	$(a + 0.003)x + 0.5$	2.4	
深井戸用水中モータポンプ〔柱状型〕	2.8	—	
トラック〔クレーン装置付〕	1.6	6.3	
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	小形さく井機の場合	2.4	—
	中形さく井機の場合	2.9	—
	大形さく井機の場合	3.0	—

(注) 1. xは掘削深度（m）である。  
2. aの値は、「表-8・8（注）3」によるものとする。

修正

## 第 12 章 車両重量計設備

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

3-3 機械経費

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付け及び現地試験に伴う機械経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。

(2) 軸重計

軸重計（秤量20t）の据付け及び現地試験に伴う機械器具は、表-12・3を標準とする。

表12・3 標準機械器具

機械器具名	標準規格	機器名	所要日数	摘要
トラック [クレーン装置付]	ベ-ストラック 8t級 吊能力 2.9t	検出部	1.5	検出部1台当り
		警告表示部	0.5	警告表示部1面当り
発動発電機	2kVA	-	2.5	
試験用トラック	8t車	-	0.5	検出部1台当り
試験用分銅	8t	-	0.5	(荷重試験)

- (注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。  
 2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する。  
 3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。

3-3 機械経費

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付け及び現地試験に伴う機械経費は、必要に応じてラフテレーンクレーン等について積上げ計上するものとする。

(2) 軸重計

軸重計（秤量20t）の据付け及び現地試験に伴う機械器具は、表-12・3を標準とする。

表12・3 標準機械器具

機械器具名	標準規格	機器名	所要日数	摘要
トラック [クレーン装置付]	ベ-ストラック 8t級 吊能力 2.9t	検出部	1.5	検出部1台当り
		警告表示部	0.5	警告表示部1面当り
発動発電機	2kVA	-	2.5	1レーン当り
試験用トラック	8t車	-	0.5	検出部1台当り
試験用分銅	8t	-	0.5	(荷重試験)

- (注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。  
 2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する。  
 3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。

修正

## 第 19 章 塗 装

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

2-3 ペイント使用量  
ペイント使用量は、使用する塗料を適切に積上げるものとする。

2-4 希釈剤使用量  
塗料類の希釈剤使用量（質量）は、表-19・4を標準とする。

表-19・4 希釈剤使用量

区 分	エアレススプレー塗り	は け 塗 り
ペイント用及びプライマー用	ペイント使用量× 9%	ペイント使用量× 9%
ミストコート用	ペイント使用量× 50%	ペイント使用量× 50%

(注) 1. 希釈剤の比重は、0.85とする。  
2. 希釈剤使用率には、使用機器の洗浄用希釈剤を含む。

2-5 工場塗装工歩掛  
工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする。

表-19・5 工場塗装工標準歩掛（人/100㎡/回）

作業区分	橋りょう塗装工	備 考
プライマー処理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
はけ塗り	2.1	

(注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗りを標準とするが、設備の形状等によりはけ塗りとしてよいものとする。  
2. 鋳物類は、プライマー処理を行わないのを標準とする。

(現行どおり)

2-5 工場塗装工歩掛  
工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする。

表-19・5 工場塗装工標準歩掛（人/100㎡/回）

作業区分	橋りょう塗装工	備 考
プライマー処理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
はけ塗り	2.1	

(注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗りを標準とするが、設備の形状等によりはけ塗りとしてよいものとする。  
2. 鋳物類は、プライマー処理を行わないのを標準とする。  
3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1(注)3.に基づき必要分計上するものとする。

追記

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛（人/100㎡/回）

作業区分	橋りょう塗装工	備考
プライマー処理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
はけ塗り	2.8	

(注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。

2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。

(2) 歩掛補正

表-19・7に示す 現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。

$$\text{現場塗装工歩掛(人/100㎡/回)} = \text{現場塗装工標準歩掛(人/100㎡/回)} \times (1 + \text{現場塗装工補正率})$$

現場塗装工補正率は、表-19・8のとおりとする。

表-19・8 現場塗装工補正率

区 分	プライマー処理、エアレススプレー塗り、はけ塗り
密閉部内部	0.5

3-2 現場塗装工歩掛

(1) 現場塗装工歩掛

現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。

表-19・7 現場塗装工標準歩掛（人/100㎡/回）

作業区分	橋りょう塗装工	備考
プライマー処理	1.4	
エアレススプレー塗り	1.4	
はけ塗り	2.8	

(注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。

2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。

3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1(注)3.に基づき必要分計上するものとする。

(現行どおり)

追記

旧 令和5年度版	新（改定）	備考																																																																																																																																																																																																																																																										
<p data-bbox="617 254 863 281">第19章 塗 装</p> <p data-bbox="124 323 730 388">[解] 1 ペイント使用量 ペイント使用量は、表-1を標準とする。</p> <p data-bbox="451 428 1231 493">表-1 ペイント標準使用量 [上段：標準使用量 (kg/100 m<sup>2</sup>/回)、下段：標準膜厚 (μm)]</p> <table border="1" data-bbox="225 493 1252 1554"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗 料 名</th> <th colspan="3">エアレス<sup>®</sup> 塗 塗</th> <th colspan="3">は け 塗</th> </tr> <tr> <th>下塗</th> <th>中塗</th> <th>上塗</th> <th>下塗</th> <th>中塗</th> <th>上塗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td> <td>50 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>38 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料(大気部用)</td> <td>40 80</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>31 80</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>20 40</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>17 40</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td> <td>50 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>40 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)</td> <td>30 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>24 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>16 30</td> <td>14 25</td> <td>— —</td> <td>12 30</td> <td>11 25</td> </tr> <tr> <td>ポリウレタン樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>17 30</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>14 30</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>17 30</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>14 30</td> </tr> <tr> <td>エポキシMIO塗料</td> <td>— —</td> <td>35 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>27 60</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>12 20</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>9 20</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>65 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>50 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> <td>65 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>50 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチプライマ</td> <td>— —</td> <td>20 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>15 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマ</td> <td>— —</td> <td>20 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>15 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>長曝型エッチングプライマ</td> <td>— —</td> <td>14 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>11 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>ミストコート (エポキシ樹脂)</td> <td>16 —</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>12 —</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="166 1558 1329 1692">(注) 1. 上表の数値は、塗装作業中に飛散したものや、残余塗料で使用不能等になった塗料のロス分を含む。 2. 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料には、弱溶剤形塗料を含む。</p> <p data-bbox="124 1837 1172 1902">[解] 2 1 種原板プラストによる素地調整 1 種原板プラストによる素地調整は、工場管理費が含まれていない単価である。</p>	塗 料 名	エアレス <sup>®</sup> 塗 塗			は け 塗			下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	38 100	— —	— —	エポキシ樹脂塗料(大気部用)	40 80	— —	— —	31 80	— —	— —	エポキシ樹脂塗料	— —	22 40	20 40	— —	18 40	17 40	変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	40 100	— —	— —	変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	30 60	— —	— —	24 60	— —	— —	長油性フタル酸樹脂塗料	— —	16 30	14 25	— —	12 30	11 25	ポリウレタン樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30	ふっ素樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30	エポキシMIO塗料	— —	35 60	— —	— —	27 60	— —	アルミニウム	— —	— —	12 20	— —	— —	9 20	有機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —	無機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —	有機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —	無機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —	長曝型エッチングプライマ	— —	14 15	— —	— —	11 15	— —	ミストコート (エポキシ樹脂)	16 —	— —	— —	12 —	— —	— —	<p data-bbox="1881 254 2128 281">第19章 塗 装</p> <p data-bbox="1394 323 2000 388">[解] 1 ペイント使用量 ペイント使用量は、表-1を標準とする。</p> <p data-bbox="1715 428 2555 493">表-1 ペイント標準使用量 [上段：標準使用量 (kg/100 m<sup>2</sup>/層)、下段：標準膜厚 (μm/層)]</p> <table border="1" data-bbox="1495 493 2522 1554"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗 料 名</th> <th colspan="3">エアレス<sup>®</sup> 塗 塗</th> <th colspan="3">は け 塗</th> </tr> <tr> <th>下塗</th> <th>中塗</th> <th>上塗</th> <th>下塗</th> <th>中塗</th> <th>上塗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td> <td>50 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>38 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料(大気部用)</td> <td>40 80</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>31 80</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>20 40</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>17 40</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)</td> <td>50 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>40 100</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)</td> <td>30 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>24 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>長油性フタル酸樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>16 30</td> <td>14 25</td> <td>— —</td> <td>12 30</td> <td>11 25</td> </tr> <tr> <td>ポリウレタン樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>17 30</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>14 30</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料</td> <td>— —</td> <td>22 40</td> <td>17 30</td> <td>— —</td> <td>18 40</td> <td>14 30</td> </tr> <tr> <td>エポキシMIO塗料</td> <td>— —</td> <td>35 60</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>27 60</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>12 20</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>9 20</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>65 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>50 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチペイント</td> <td>65 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>50 75</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチプライマ</td> <td>— —</td> <td>20 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>15 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマ</td> <td>— —</td> <td>20 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>15 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>長曝型エッチングプライマ</td> <td>— —</td> <td>14 15</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>11 15</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>ミストコート (エポキシ樹脂)</td> <td>16 —</td> <td>— —</td> <td>— —</td> <td>12 —</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1436 1558 2599 1797">(注) 1. 上表の数値は、塗装作業中に飛散したものや、残余塗料で使用不能等になった塗料のロス分を含む。 2. 変性エポキシ樹脂塗料 (大気部用)、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料には、弱溶剤形塗料を含む。 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数について、エポキシ樹脂塗料 (水中部用)、変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)、有機ジンクリッチペイント及び無機ジンクリッチペイントのはけ塗りについては2回、その他の塗装方法及び塗装仕様については1回とする。</p> <p data-bbox="1394 1837 2442 1902">[解] 2 1 種原板プラストによる素地調整 1 種原板プラストによる素地調整は、工場管理費が含まれていない単価とする。</p>	塗 料 名	エアレス <sup>®</sup> 塗 塗			は け 塗			下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	38 100	— —	— —	エポキシ樹脂塗料(大気部用)	40 80	— —	— —	31 80	— —	— —	エポキシ樹脂塗料	— —	22 40	20 40	— —	18 40	17 40	変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	40 100	— —	— —	変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	30 60	— —	— —	24 60	— —	— —	長油性フタル酸樹脂塗料	— —	16 30	14 25	— —	12 30	11 25	ポリウレタン樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30	ふっ素樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30	エポキシMIO塗料	— —	35 60	— —	— —	27 60	— —	アルミニウム	— —	— —	12 20	— —	— —	9 20	有機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —	無機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —	有機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —	無機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —	長曝型エッチングプライマ	— —	14 15	— —	— —	11 15	— —	ミストコート (エポキシ樹脂)	16 —	— —	— —	12 —	— —	— —	<p data-bbox="2659 464 2718 491">訂正</p> <p data-bbox="2659 1686 2718 1713">追記</p> <p data-bbox="2659 1860 2718 1887">訂正</p>
塗 料 名		エアレス <sup>®</sup> 塗 塗			は け 塗																																																																																																																																																																																																																																																							
	下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	38 100	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料(大気部用)	40 80	— —	— —	31 80	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料	— —	22 40	20 40	— —	18 40	17 40																																																																																																																																																																																																																																																						
変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	40 100	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	30 60	— —	— —	24 60	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
長油性フタル酸樹脂塗料	— —	16 30	14 25	— —	12 30	11 25																																																																																																																																																																																																																																																						
ポリウレタン樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30																																																																																																																																																																																																																																																						
ふっ素樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシMIO塗料	— —	35 60	— —	— —	27 60	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
アルミニウム	— —	— —	12 20	— —	— —	9 20																																																																																																																																																																																																																																																						
有機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
無機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
有機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
無機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
長曝型エッチングプライマ	— —	14 15	— —	— —	11 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
ミストコート (エポキシ樹脂)	16 —	— —	— —	12 —	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
塗 料 名	エアレス <sup>®</sup> 塗 塗			は け 塗																																																																																																																																																																																																																																																								
	下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	38 100	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料(大気部用)	40 80	— —	— —	31 80	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシ樹脂塗料	— —	22 40	20 40	— —	18 40	17 40																																																																																																																																																																																																																																																						
変性エポキシ樹脂塗料(水中部用)	50 100	— —	— —	40 100	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
変性エポキシ樹脂塗料(大気部用)	30 60	— —	— —	24 60	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
長油性フタル酸樹脂塗料	— —	16 30	14 25	— —	12 30	11 25																																																																																																																																																																																																																																																						
ポリウレタン樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30																																																																																																																																																																																																																																																						
ふっ素樹脂塗料	— —	22 40	17 30	— —	18 40	14 30																																																																																																																																																																																																																																																						
エポキシMIO塗料	— —	35 60	— —	— —	27 60	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
アルミニウム	— —	— —	12 20	— —	— —	9 20																																																																																																																																																																																																																																																						
有機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
無機ジンクリッチペイント	65 75	— —	— —	50 75	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
有機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
無機ジンクリッチプライマ	— —	20 15	— —	— —	15 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
長曝型エッチングプライマ	— —	14 15	— —	— —	11 15	— —																																																																																																																																																																																																																																																						
ミストコート (エポキシ樹脂)	16 —	— —	— —	12 —	— —	— —																																																																																																																																																																																																																																																						

## 第20章 機械設備点検・整備業務

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

表-20・2 直接経費率 (%)

機械設備名			直接経費率
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	8
		ゴム引布製起伏ゲート	8
	樋門樋管ゲート		10
ダム用水門設備			8
揚排水ポンプ設備			7
トンネル 換気設備	送（排）風機		15
	ジェットファン		15
非常用施設			14
道路排水設備			10
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備		4
	散水配管		23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。。

表-20・2 直接経費率 (%)

機械設備名			直接経費率
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	8
		ゴム引布製起伏ゲート	8
	樋門樋管ゲート		10
ダム用水門設備			8
揚排水ポンプ設備			7
トンネル 換気設備	送（排）風機		15
	ジェットファン		15
非常用施設			14
道路排水設備			10
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備		4
	散水配管		23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。
- 2) 工数は機械設備毎の各章によるものとする。

修正

旧 令和5年度版	新（改定）	備考
<p style="text-align: center;">第3章 揚排水ポンプ設備</p> <p>1 適用範囲 月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転が出来ない場合は、目視点検として設備条件に適合した内容で工数を算出するものとする。</p> <p>2 点検原価</p> <p>2-1 点検工数（年点検） 異なる吐出量のポンプの算出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ポンプの平均吐出量を、台数の項目については各々の吐出量より求めた標準点検工数を、各作業区分別工数比率により算出するものとする。 ただし、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 揚排水ポンプ設備</p> <p>1 適用範囲 月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転が出来ない場合は、目視点検として設備条件に適合した内容で工数を算出するものとする。</p> <p>2 点検原価</p> <p>2-1 点検工数（年点検） 異なる吐出量のポンプにおける点検工数の算出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ポンプの平均吐出量を、台数の項目については各々の吐出量より求めた標準点検工数を、各作業区分別工数比率により算出し、補正を行うものとする。</p>	<p>修正</p>

## 第21章 機械設備設計業務委託

旧 令和5年度版

新（改定）

備考

第3章 揚排水ポンプ設備

第3章 揚排水ポンプ設備

③-2 除塵設備

1 予備設計

1-1 標準工数

除塵設備の設計工数は、表-21・18を標準とする。  
標準設計工数の適用範囲は、除塵機においては、レーキ式及びネット式、コンベヤにおいては、水平、傾斜、チェーンフライトとし、それ以外の形式においては、別途積上げとする。

③-2 除塵設備

1 予備設計

1-1 標準工数

除塵設備の設計工数は、表-21・18を標準とする。  
標準設計工数の適用範囲は、除塵機においては、レーキ式及びネット式、コンベヤにおいては、水平、傾斜、チェーンフライトとし、それ以外の形式においては、別途積上げとする。

表-21・18 除塵設備標準設計工数

区 分	標 準 工 数
除 塵 機	$Y=0.15x+12.8$

- (注) 1. Yは標準工数（人/2基）、xは設置水路面積（㎡）とする。  
2. 除塵設備は、水路面積5~40㎡（レーキ式）、2~25㎡（ネット式）を標準とする。  
3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 補正係数

(1) 除塵機形式による補正

除塵機形式による補正は、表-21・19の補正係数を乗ずるものとする。また、コンベヤ形式による工数補正は、行わないものとする。

表-21・18 除塵設備標準設計工数

区 分	標 準 工 数
除 塵 機	$Y=0.15x+12.8$

- (注) 1. Yは標準工数（人/2基）、xは設置水路面積（㎡）とする。  
2. 除塵設備は、水路面積5~40㎡（レーキ式）、2~25㎡（ネット式）を標準とする。  
3. 工数は、補正係数及び構成比を考慮した最終値で、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。

1-2 補正係数

(1) 除塵機形式による補正

除塵機形式による補正は、表-21・19の補正係数を乗ずるものとする。また、コンベヤ形式による工数補正は、行わないものとする。

表-21・19 除塵機形式による補正係数

除塵機形式	レーキ式	ネット式
補 正 係 数	1. 0	0. 9

表-21・19 除塵機形式による補正係数

除塵機形式	レーキ式	ネット式
補 正 係 数	1. 0	0. 9

(2) コンベヤ・ホッパの有無による補正

コンベヤ及びホッパの有無による補正は、表-21・20の補正係数を乗ずるものとする。

(2) コンベヤ・ホッパの有無による補正

コンベヤ及びホッパの有無による補正は、表-21・20の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・20 コンベヤ、ホッパの有無による補正係数

項 目	コンベヤ	ホッパ
補 正 係 数	1. 15	1. 10

表-21・20 コンベヤ、ホッパの有無による補正係数

項 目	コンベヤ	ホッパ
補 正 係 数	1. 15	1. 10

(3) 基数による補正

除塵機2基を標準とし、同形状規格で複数基同時設計する場合には、表-21・21の補正係数を乗ずるものとする。

(3) 基数による補正

除塵機2基を標準とし、同形状規格で複数基同時設計する場合には、表-21・21の補正係数を乗ずるものとする。

表-21・21 基数による補正係数

台 数	1	2	3	4	5
補 正 係 数	0. 9	1. 0	1. 2	1. 4	1. 6

表-21・21 基数による補正係数

基 数	1	2	3	4	5
補 正 係 数	0. 9	1. 0	1. 2	1. 4	1. 6

訂正